

学校法人京都文教学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人京都文教学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都市左京区岡崎円勝寺町5番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、佛教精神を基盤として、私立学校を設置し、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 京都文教大学 大学院 臨床心理学研究科
総合社会学部 総合社会学科
実践社会学科
臨床心理学部 臨床心理学科
こども教育学部 こども教育学科
- (2) 京都文教短期大学 ライフデザイン総合学科 幼児教育学科
- (3) 京都文教高等学校 全日制課程 普通科
- (4) 京都文教中学校
- (5) 京都文教小学校
- (6) 京都文教短期大学附属家政城陽幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11人以上15人以内
 - (2) 監事 2人以上4人以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事現員の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。
- 3 理事(理事長を除く)のうち3名を常務理事とし理事現員の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学園長
- (2) この法人の設置する学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ）のうちから互選によって選ばれた者2人
- (3) 法人事務局長
- (4) この法人の専任教職員のうちから理事会において選任した者2人
- (5) 評議員のうちから評議員会において選任した者2人
- (6) この法人に功労のあった者若しくは縁故ある者又は学識経験者のうちから理事会において選任した者3人以上7人以内

2 前項第1号から第5号までの理事は、学園長、校長、法人事務局長、専任教職員又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、この法人の理事又は職員（学園長及び学長、校長、園長「以下学校長という。」、法人事務局長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第(1)号から第(3)号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会、評議員会に報告すること
- (6) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招

集を請求すること

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること

4 前項第(6)号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第1号及び第3号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務(理事長〔又は常務理事〕にあつては、その職務を含む。)を行なう。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうちその定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事現員の4分の3以上出席した理事会において、理事現員の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に重大な違反があったとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に重大な違反があったとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき
(理事会)

第11条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監査する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事現員の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第7条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現員の過半数以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による排斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法を持って、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第12条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事の互選により定められた者が理事長の職務を代理し又は代行する。常務理事全部が事故あるとき、又は常務理事全部が欠けたときは他の理事のうち最年長の理事が、理事長の職務を代理し又は代行する。

(常務理事の職務)

第16条 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の定めるところにより、それぞれ総務、学務又は会計に関する常務を分掌する。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、32人以上37人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員現員の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所（当該場所に存

しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員現員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のための過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

- 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更

- (7) 合併
- (8) 目的たる事業成功の不能による解散
- (9) 寄付金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の学園長
- (2) この法人の設置する学校の校長のうちで理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者3人
- (3) 法人事務局長
- (4) この法人の専任教職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者5人
- (5) この法人の専任教職員のうちから理事会において選任した者2人
- (6) この法人の設置する学校の在籍者の保護者のうちから理事会において選任した者5人
- (7) この法人の設置する学校の卒業生中年令25年以上の者（この法人の設置する学校に在学するものを除く。）のうちから理事会において選任した者5人
- (8) この法人に功労のあった者若しくは縁故のある者又は学識経験者のうちから理事会において選任した者10人以上15人以内

2 前項の第1号から第6号までに規定する評議員は、学園長、校長、法人事務局長、専任教職員の職又は地位を退いたとき及び在籍者の保護者でなくなったときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第23条 評議員（第22条第1項第1号及び第3号に規定する評議員を除く。）の任期は、4年とする。ただし欠員を生じた場合の補欠又は補充の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了後も後任者が選任されるまではなおその職務を行なう。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは評議員現員の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 学園長、学校長及び事務局長

(学園長の職務及び任期)

第25条 この法人に学園長を置き、第3条の目的を達成するため、この法人の設置する各学校の教学を統轄する。

2 学園長の任期は、4年とする。ただし、再任は妨げない。

(学園長、学校長及び事務局長の選考)

第26条 学園長、学校長及び事務局長は、別途定める選考規定により理事長が任命する。

第6章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産・運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現員の3分の2以上の議決を得てその一部

に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入するか確実な信託銀行に信託するか又は郵便貯金若しくは銀行預金として、理事長または、理事長の指定する常務理事が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理事会において理事現員の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事現員の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現員の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をい

う。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えておき、請求のあった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事現員の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、その2分の1を浄土宗に關係する学校法人に、他の2分の1を京都市の設置する学校に寄付するものとする。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事現員の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事現員の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において、理事現員の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行なう。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第48条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責

任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第49条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

この寄附行為の改正は昭和46年1月27日より施行する。（短大児童教育学科設置に伴う改正）

附 則

この寄附行為の改正は昭和47年4月1日より施行する。（短大幼児教育学科廃止に伴う改正）

附 則

この寄附行為の改正は昭和50年7月30日より施行する。（役員の定員変更、他）

附 則

この寄附行為の改正は昭和55年4月1日より施行する。（短大・幼稚園の名称変更）

附 則

この寄附行為の改正は昭和56年12月12日より施行する。（付属小学校設置に伴う改正）

附 則

この寄附行為の改正は昭和57年4月1日より施行する。（副学園長に伴う改正）

附 則

この寄附行為の改正は昭和59年3月30日より施行する。（京都文教短期大学附属家政幼稚園廃止に伴う改正）

附 則

この寄附行為の改正は昭和63年2月25日より施行する。（評議員選任第22条第7項改正）

附 則

平成6年4月19日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。(高等学校・中学校の名称変更)

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成7年9月1日)から施行する。(高等学校家政科廃止)

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年12月22日)から施行する。(大学設置に伴う改正)

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年8月5日)から施行する。(短大服飾意匠学科廃止に伴う改正)

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成11年12月22日)から施行する。(大学院設置に伴う改正)

附 則

平成13年9月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。(法人名称変更に伴う改正)

附 則

平成14年11月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。(高等学校・中学校の名称変更)

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年11月27日)から施行する。(大学現代社会学科設置に伴う改正)

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成17年4月1日)から施行する。(私立学校法一部改正に伴う改正)

附 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。(大学臨床心理学部設置に伴う改正)

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。(短期大学学科名変更)

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。（短期大学学科名変更及び設置に伴う改正）

（京都文教短期大学家政学科に関する経過措置）

京都文教短期大学家政学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成23年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。（大学総合社会学部名変更）

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

（京都文教大学文化人類学科現代社会学科に関する経過措置）

京都文教大学文化人類学科現代社会学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成29年7月25日）から施行する。（第37条改正）

附 則

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。（文化人類学研究科廃止に伴う改正）

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。（大学こども教育学部設置に伴う改正）

（京都文教大学臨床心理学部教育福祉心理学科に関する経過措置）

京都文教大学臨床心理学部教育福祉心理学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

令和2年2月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。（私立学校法一部改正に伴う改正及び副学園長に伴う改正）

附 則

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。（3高私行第3号通知に伴う改正）

附 則

この寄附行為の変更は令和5年4月1日から施行する。(短期大学学科名称変更及び設置に伴う改正)(京都文教短期大学ライフデザイン学科並びに食物栄養学科に関する経過措置)

京都文教短期大学ライフデザイン学科並びに食物栄養学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。(大学総合社会学部実践社会学科設置に伴う改正) (小学校校名変更による改正)